

## 16 免状交付申請の手続き・免状の交付

試験合格者は、次の要領により、京都府知事あて免状の交付申請をしてください。

試験結果通知書・消防設備士免状交付申請書 (二連のまま切り離さないでください。)	「免状交付申請書」の記載事項に誤りがないか確認し、申請日・申請者氏名（合格者本人）・連絡先電話番号を記入してください。誤りがある場合は、赤ペン等でその箇所を訂正してください。免状に旧姓併記を希望の場合は、事前に京都府支部にお問い合わせください。
納付手数料 2,900円 (1種類ごと)	<p>①試験時に配付する納付書での納付方法（現金のみ） 試験時に配付した「納付書」を用いて主要なコンビニ・金融機関（納付書裏面参照）で納付いただけます。納付済証と領収書が返却されますので、返却後にご自身で納付済証と領収書の間を切り取って納付済証を結果通知書裏面に貼付ください。</p> <p>②京都府庁や各広域振興局の専用窓口での納付方法（現金、キャッシュレス決済） 手数料納付の専用窓口（府内12カ所※）にて、手数料の金額を係員にお伝えいただくことで手数料を納付いただけます。支払後、納付済証が発行されますので、結果通知書裏面に貼付ください。 ※27ページ「免状交付手数料の納付可能場所」参照</p> <p>③web事前登録した上でのコンビニエンスストアでの納付（現金のみ） (一財)消防試験研究センター京都府支部のホームページから、京都府専用サイトにアクセスいただき、web上での事前登録後、コンビニで納付して頂けます。（別途コンビニ取扱手数料が必要。）Cから始まる数字9桁を結果通知書裏面に記載してください。</p> <p>詳細はHP (<a href="https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/26kyouto/">https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/26kyouto/</a>) にも記載されていますのでご確認ください。</p>
必要書類等	消防設備士免状を既に有している方は、必ずその免状を提出してください。（写真書換をされていない古い免状であっても、必ず提出してください。免状を紛失された方は再交付の手続きをしておいてください。氏名及び本籍を変更された方は、事前にご連絡ください。）
免状返送用封筒 (定形封筒)	新規交付の免状の郵送を希望される方は、表面に郵便番号・住所・氏名を記入し、下記の簡易書留郵便料分の切手を貼り、裏面に受験番号を記入してください。
	<p>表面</p> <p>裏面</p>
講習案内用封筒 (希望者のみ)	<p>※ 1 令和6年9月13日までに到着する申請分までは434円分の切手を貼付。</p> <p>※ 2 令和6年9月17日以降に到着する申請分は460円分の切手を貼付。</p> <p>※ 3 当センターに免状交付申請書等を郵送するための封筒は、この封筒とは別にご用意ください。</p> <p>新たに免状を取得された方は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に消防設備士講習の受講が義務づけられています。講習の案内を希望される方は、角2封筒（A4サイズ）に140円切手を貼り、郵便番号・あて先を記入して提出してください。（一社）京都消防設備協会（Tel 075-231-7601）から案内が送付されます。</p>
提出先	一般財団法人 消防試験研究センター京都府支部 〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入る 京都府庁西別館3階
申請方法	上記の必要書類を揃え、直接持参するか郵送してください。
持参	上記提出先に直接持参してください。 (受付時間) 9:00~16:30 (土日、祝日、年末年始除く)
郵送	封筒の表面に「消防設備士免状交付申請書在中」と朱書きし、「簡易書留」郵便で送付してください。
申請期限	合格通知書に記載（期限後の申請の場合は、申請時点より10日~20日後の交付となります。）
免状交付日	合格通知書に記載（申請期限から約2~3週間後の予定）

180円